

茨木市住みよいまちづくり協議会規約

(名 称)

第1条 この会は茨木市住みよいまちづくり協議会（以下「協議会」という。）という。

(趣旨および目的)

第2条 協議会は茨木市の健全な発展と住みよいまちづくりのために、宗教、政治活動にかたよることなく市民憲章及び新生活運動の精神をたいし、住民相互の連帯性並びに市民性をたかめて、次の運動を推進することを目的とする。

- (1) 健全な家庭と明るい地域をつくる運動
- (2) まちを美しく清潔にする運動
- (3) きまりを守り公德心を高める運動
- (4) 自然を愛護し花と緑を育て空気と水をよごさない運動
- (5) 生活を合理化し改善する運動
- (6) その他協議会の目的達成に必要な運動

(事 業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 実践目標を策定する。
- (2) 実践団体相互間及び実践団体と行政機関との連絡調整をはかる。
- (3) 実践団体が行う事業を協賛し、後援する。
- (4) 住民参加行事を計画し、提唱または主催する。
- (5) 専門的技術を提供し助言する。
- (6) 住民の理解と認識を深めるため行う広報宣伝活動
- (7) その他目的達成に必要な事業

(構 成)

第4条 この協議会は住民によって組織された各種団体及び事業団体、関係機関の代表並びに学識経験者等をもって構成する。

(会 議)

第5条 協議会の会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

(役 員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1 人	副 会 長	3 人	常 任 理 事	若 干 人
理 事	若 干 人	会 計	1 人	監 査	2 人

- 2 会長は理事会の推薦を受け総会の承認を得るものとし、その他の役員は会長が理事会の承認を得て会員のなかから指名する。
- 3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任したものの任期は前任者の残存任期とする。

(任 務)

第7条 会長は協議会を代表し会務を統轄する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故等あるときはその職務を代理する。
- 3 常任理事は協議会の業務を執行する。

- 4 理事は理事会を構成し、協議会の業務を執行する。
- 5 会計は協議会の会計事務を掌る。
- 6 監査は協議会の会計を監査する。

(顧問)

第8条 協議会に顧問を置くことができる。

(推進員)

第9条 協議会は実践活動を推進するため、推進員を置くことができる。

- 2 推進員は第2条の目的達成に必要な実践活動を推進する。

(部会)

第10条 協議会は必要に応じ部会を置くことができる。

(総会等)

第11条 総会は、毎年1回会長が招集し、総会の議長は出席会員のうちから選出する。ただし、必要に応じ、臨時に総会を開くことができる。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決せるところによる。
- 3 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 規約及び規則の制定改廃に関すること。
- (4) その他重要事項

- 4 理事会及び常任理事会は、必要に応じ会長が招集し、重要事項を審議する。

(経費)

第12条 協議会に必要な経費は助成金、寄附金及びその他をもってあてる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は毎年4月1日から、翌年3月31日とする。

(事務局)

第14条 協議会の事務局は茨木市市民文化部市民協働推進課に置く。

附 則

この規約は昭和46年5月20日から施行する。

附 則

この規約は昭和61年5月31日から施行する。

附 則

この規約は平成元年5月27日から施行する。

附 則

この規約は平成9年5月17日から施行する。

附 則

この規約は平成13年5月19日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規約は平成25年5月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。